

東海市資源用袋配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源化をより一層図るため導入する資源用袋について必要な事項を定めるものとする。

(資源用袋の利用方法)

第2条 資源用袋には、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品、ペットボトル並びに缶類を別々の袋に入れて決められた日にごみ集積場所へ出すものとする。

(資源用袋の規格)

第3条 資源用袋の規格は、40リットル用、黄色、半透明、ポリエチレン製とする。

(資源用袋の配布対象者)

第4条 資源用袋の配布を受けることができる者は、市内に住所を有する者で構成する世帯の代表者とする。

(資源用袋の配布枚数)

第5条 前条に規定する代表者（以下「世帯主」という。）に配布する資源用袋の枚数は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間（以下「配布対象期間」という。）につき、全世帯40枚とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年11月2日以後において世帯主となった者に配布する資源用袋の枚数は、世帯主となった日から同日以後における最初の10月31日までの間につき、11月から翌年1月まで40枚、2月から4月まで30枚、5月から7月まで20枚、8月から10月まで10枚とする。

(配布の特例)

第6条 世帯主は、東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第3号。以下「規則」という。）により配布を受けた、規則第2条に規定する燃やすごみ専用の袋（20リットル用の袋を除く。）又は燃やさないごみ専用の袋（以下「指定袋」という。）を、申出とともに未使用の状態で提出することにより、同数の資源用袋の配布を受けることができるものとする。

2 前項の規定による資源用袋の配布は、配布対象期間につき配布を受けた指定袋の枚数の範囲内とし、10枚入り1袋の単位で行うものとする。

- 3 世帯主は、前条及び第1項の規定により配布を受けた資源用袋について、当該配布対象期間内に不足が生じた場合にあっては、その旨を申し出て、当該世帯主が当該配布対象期間内に必要とする枚数（40枚を上限とする。）の資源用袋の配布を受けることができる。

（転売等の禁止）

第7条 資源用袋は、転売し、又は譲渡してはならない。

附 則（平成15年東海市告示第79号）

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月29日から施行する。
- 2 改正後の東海市資源用袋配布要綱の規定は、平成22年11月1日から翌年10月31日までの1年間を配布対象期間とする資源用袋の配布について適用し、平成21年11月1日から翌年10月31日までの1年間を配布対象期間とする資源用袋の配布については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市資源用袋配布要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の配布対象期間に係る資源用袋の配布枚数について適用し、施行日前の配布対象期間に係る資源用袋の配布枚数については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日から平成27年10月31日までの1年間を配布対象期間とする資源用袋の配布をしようとするときは、施行日前であっても新要綱第5条第1項に規定する枚数の資源用袋を配布することができる。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。